

# お年寄り

## 高齢者福祉サービス

### 後期高齢者医療

#### お問い合わせ

☎市民課国保年金係

koukikourei@city.nakano.nagano.jp

75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上になると、「後期高齢者医療制度」で診療を受けることができます。お年寄りの費用負担を減らし、安心して医療を受けられるようにする制度です。

#### 後期高齢者医療で診療を受けるときは

病院の窓口で、保険証を提示してください。窓口での自己負担は、かかった医療費の1割（一定以上所得がある方は2割または3割）となります。保険証に負担割合が記載されていますので、ご確認ください。

#### 保険証について

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療被保険者となり、保険証は一人に1枚交付されます（誕生日前日までに市から送付します）。なお、毎年8月1日付けで定期更新され、新しい保険証は毎年7月中に市から送付します。

#### 保険料について

後期高齢者医療保険料は被保険者一人ひとりが負担します。保険料額は、加入者全員に均等に負担してもらう「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

※後期高齢者医療制度についての詳しい内容は、保険証を送付する際に同封してあります「**後期高齢者医療制度のご案内**」をご覧ください。

#### ●後期高齢者医療被保険者を対象とした助成制度

助成制度	助成額	助成の申請	問い合わせ先
<b>人間ドック費用</b> （4月から翌年の3月までの間に1回） ※市のいきいき健診受診者またはがんドック助成を受けた方は除く	日帰り 20,300円※  一泊二日 34,100円※	希望する人間ドック指定医療機関で受診の予約をし、事前に助成の申請を行ってください。	健康づくり課 保健医療推進係
<b>がんドック費用</b> （4月から翌年の3月までの間に1回） ※市のいきいき健診受診者または人間ドック助成を受けた方は除く	34,100円※	長野PET・画像診断センターで受診の予約をし、事前に助成の申請を行ってください。	

※国民健康保険被保険者の方は、別途助成制度があります（助成額については、改定になる場合があります）。

#### 福祉医療制度 ☎福祉課厚生保護係

医療費の自己負担額を給付（一部対象外）します。65歳以上で一定の障がいのある（障害年金を受給している）方をご相談ください。

## 老人福祉施設サービス

#### お問い合わせ

☎高齢者支援課長寿福祉係

tyojyu@city.nakano.nagano.jp

#### ■養護老人ホーム

65歳以上の方で、環境上および経済的理由により、家庭での生活が困難な場合は、養護老人ホームへ入所することができます。北信広域連合には、下表の養護老人ホームがあります。

施設名	定員	所在地	電話番号
てるさと	65人	飯山市大字照里2000	0269-65-2032



#### 広告

**介護サービス P122 A-2**

在宅でより快適な暮らしをめざす貴方のお手伝い役

**介護ショップ 安心なかの店**

- ◇福祉用具のレンタル・販売
- ◇介護・健康用品の販売
- ◇身体障害者福祉制度による販売
- ◇介護保険による住宅改修

■中野市三好町1-4-28 ■営業時間／平日8:30~17:30  
土曜8:30~15:00

TEL:0269-38-0828 ■定休日／日曜、祝日、12月29日~1月3日

FAX:0269-38-0387 ■URL: http://www.ansin-shop.com

■E-mail: ansin@bz03.plala.or.jp ■P あり

# 各種支援事業

## お問い合わせ

☎ 高齢者支援課長寿福祉係 tyojyu@city.nakano.nagano.jp

☎ 高齢者支援課介護予防包括支援係（地域包括支援センター） tiiki@city.nakano.nagano.jp

## 高齢者への支援

団塊世代の高齢化により、日常生活に援助を必要とする要援護高齢者の数は大きく増加し、その需要は多様化しています。また、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを望む方も増えています。こうしたニーズに対応し、高齢者とその家族の誰もが地域において、安心して暮らすためには、介護にとどまらず、地域生活を支える支援体制の整備がますます重要な課題となっています。このため、高齢者が自ら地域で安心して生活を送ることができるよう、独り暮らしの高齢者、要援護高齢者への在宅生活の支援を推進しています。

### ■ 独り暮らし・高齢者のみ世帯への支援

日常生活用具給付・貸与	65歳以上の独り暮らし高齢者に火災警報器、緊急通報装置などを給付・貸与し在宅生活を支援します（所得制限あり）。
通院費等助成事業	通院等のためのタクシー料金の一部を助成します（所得制限あり）。
配食サービス事業	安否確認や栄養改善が必要な方に食事配達の際、安否確認を行います（食費は自己負担）。
救急医療情報カード整備事業	救急搬送される場合に備え、緊急連絡先などをマグネットホルダー式にして、配布します。
買い物の支援（移動販売）	日常生活の買い物が困難である高齢者世帯へ移動販売車が訪問します。

### ■ 在宅要援護高齢者への支援

理容・美容料助成事業	介護保険制度で要介護3・4・5に認定された方が、理容師や美容師により自宅での出張散髪を受けた場合の料金の一部を助成します（所得制限あり）。
通院費等助成事業	介護保険制度で要介護3・4・5に認定された方に、通院など外出のためのタクシー料金の一部を助成します（所得制限あり）。
介護用品給付事業	介護保険制度で要介護3・4・5と認定された方に、介護用品購入費用の一部を助成します（所得制限あり）。
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	要援護高齢者が日常生活の一部を自力で行えるようにするため、住宅改修に対して費用の一部を助成します（所得制限あり）。
高齢者等歯科保健推進事業	在宅の要援護高齢者等に訪問歯科健診と歯科指導を実施し、口腔機能の向上および全身状態の改善を図ります。
家族介護者交流事業	高齢者を家庭で介護する方に、交流の場を提供し、介護技術や知識の習得、介護者相互の交流の促進と心身のリフレッシュを図ります。
徘徊高齢者家族支援事業	徘徊高齢者を介護している家族を支援するため、民間会社が提供する位置検索サービスを利用したときの費用を助成します。

## 高齢者への祝賀

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、市民が高齢者福祉についての関心と理解を深め、平和な家庭、明るい社会づくり、また、高齢者自身も時代とともに生きる意欲を盛り上げるため、高齢者祝賀事業を行います。

高齢者祝賀事業	長寿（88歳、100歳、最高齢者）を祝い、祝状等を贈呈します。
敬老会助成事業	各区が行う敬老会へ支援を行います。



### 広告

運送業

P135 G-4

## 信越陸送株式会社

真心を込めてお届けいたします。運送の事ならお気軽にご相談ください。

■ 中野市七瀬313-7  
■ TEL:0269-24-0171  
■ FAX:0239-24-0172

Pあり

# 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上のすべての方を対象に住み慣れた地域で、多様な介護予防と生活支援サービスを提供します。総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

## ■介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方または基本チェックリストで生活機能の低下のある方が対象です。

### ●訪問型サービス

現行型の訪問介護に、サービス事業者等による生活支援サービス、保健師等による短期集中予防サービス

### ●通所型サービス

現行型の通所介護に、サービス事業者等による運動、レクリエーション等、保健・医療の専門職等による短期集中予防サービス

## ■一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者が利用できるサービスです。介護予防に関する講座等や地域における自主的な介護予防に向けた教室・講座などを行います。

# 高齢者の社会参加、生きがいづくりと健康づくり

お問い合わせ ☎ 高齢者支援課長寿福祉係 [tyojyu@city.nakano.nagano.jp](mailto:tyojyu@city.nakano.nagano.jp)

高齢者一人ひとりが、生きがいのある生活を送れるよう、高齢者の社会活動についての広報活動、高齢者のボランティア活動、スポーツレクリエーション活動の促進など、関係団体と連携を取りながら、自主活動の振興を促進します。また、健康づくりにおいては、各種イベントを実施していますが、今後さらなる健康づくりの実践に向け、住民自らが自主的・自発的な活動ができるような働きかけを行い、地域全体のものにつなげていきます。

## ■高齢者の生きがい対策事業

シルバー乗車券・温泉等利用助成券給付事業	高齢者にバス、電車、ふれあいバス、お出かけタクシー、民間タクシー、介護タクシーの乗車券と市内温泉施設、運動施設の利用助成券を共通券として給付し、社会参加を促進します（70歳以上）。
老人クラブ活動事業	高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進するため、老人クラブの活動に対して助成します。
高齢者センター運営事業	高齢者の教養の向上および生きがいづくりを図るため、高齢者センターを運営します。
高齢者運転免許証自主返納交付金	65歳以上ですべての運転免許証を自主返納した方へ、1万円を交付します（返納後6カ月以内）。

## 学びたい人・教えたいたい人 ☎ 中央公民館 ☎ 22-2691

公民館や県の「高齢者大学」「シニア大学」では、年齢にふさわしい学習会や講座を開催しています。また、中央公民館の「高齢者人材活用事業」は、高齢者の習得した知識や技能を生かし、指導者として活動いただいています。

### 医療

## 頼りになる「かかりつけ医」

「かかりつけ医」とは、健康についてなんでも相談でき、必要なときは専門の医師を紹介してくれる身近で頼りになる医師のこと。家族全員の健康状態を把握し、医療面で適切な対策をとれるので家族の健康管理の心強いサポーターになってくれます。

参考/公益社団法人 東京都医師会ホームページ

## ＼かかりつけ医を選ぶ3つのメリット／

### メリット1 身近にいて、どんな病気も診てくれる

体調に関して気軽に何でも相談できるので、早めに医療面の対応がとれます。自己判断で受診を控えたり、間違った対策をして重症化したりすることも防げます。

### メリット2 ふさわしい医療機関を紹介してくれる

入院や高度な設備での検査が必要な場合や、診療科の異なる医師にかかりたい場合には、適切な専門医・医療機関を紹介してくれます。

### メリット3 医療・介護のチームと連携してサポート

主治医として介護保険のための意見書を書き、さまざまな職種の方々と連携して患者本人や家族をサポートします。人生の最期の迎え方なども一緒に考えます。

こちらもチェック!

地域の医師会のホームページには、その地域の医療機関の紹介やかかりつけ医の案内を掲載しています。活用してみてください。

# 介護保険

お問い合わせ ☎ 高齢者支援課介護保険係 kaigo@city.nakano.nagano.jp

介護保険制度では、高齢者の方などが寝たきりや認知症で常時介護を必要とする場合や、日常生活で家事や身支度などに支援が必要な場合に、介護のサービスを利用することができます。

## ■介護保険の対象者

### ●介護保険に加入する方

- ・65歳以上の方
- ・40歳以上65歳未満の医療保険の加入者

### ●介護保険でのサービスを利用できる方

- ・日常生活に介護や支援が必要になった65歳以上の方
- ・特定疾病により介護や支援が必要になった40歳以上65歳未満の方

## 介護保険料

介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度であるため、給付にかかる費用は、原則として、40歳以上の加入者すべての方に納めていただく保険料のほか、国、県、市からの公費でまかなわれています。

### ●65歳以上の方

保険料の額は、市町村ごとに異なり、3年ごとに見直しが行われます。

所得などに応じて保険料が決められ、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金を年間18万円以上受給している方は、年金から保険料が天引きされます。それ以外の方は、口座振替や納付書により個別に市に納付してください。

### ●40歳以上65歳未満の方

加入している医療保険によって異なり、それぞれの算出方法に基づき決められています。

保険料は、加入している医療保険の保険料と一体で徴収されます。

### ●介護保険料（第8期：令和3年度～令和5年度）

段階	対象者	年額保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	20,210円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	33,690円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	47,160円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、本人の前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	60,640円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、本人の前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	67,380円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	80,850円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	84,220円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	111,170円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	114,540円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	134,760円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	148,230円

## 広告

### 在宅介護サービス

P136 B-3

その人らしい生活（くらし）のお手伝い

## 有限会社えにし

私たち「えにし」は、皆さまが「安心な在宅生活」を送ることができるよう、利用者様やそのご家族様、支援関係者や地域の方々など、人と人との出会いを大切に、心の通った温かいサービスを提供いたします。

■中野市新井361-1

TEL:0269-24-6324 FAX:0269-24-6325

■営業時間 / 9:00~18:00

■URL: <https://www.enishi-web.com>



### 福祉・介護

P136 B-3

### 福祉・介護ショップ



私達はいつでも安心して在宅生活が快適に送れるように、福祉用具レンタル・販売・住宅改修を用いてトータル的にご提案申し上げます。小さな困りごとでも専門相談員がご相談を承りますのでお気軽にご来店ください。

■中野市新井608-5

TEL:0269-24-6775 FAX:0269-24-6776

■営業時間 / 9:00~18:00 ■定休日 / 土曜、日曜、祝日、年末年始

■URL: <http://www.sakura-care.co.jp/>

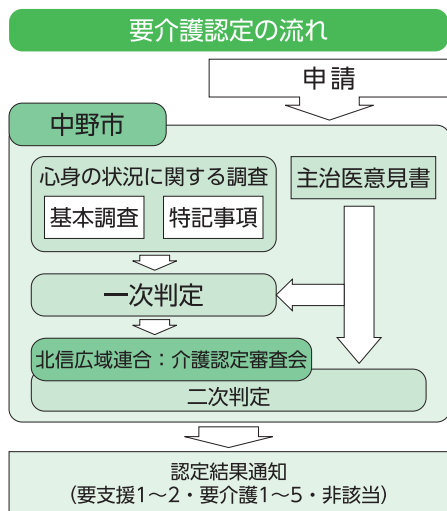


# 介護サービスを利用するには

## ■要介護（要支援）認定の手続き

介護サービスを利用するには、心身の状態を判定した要介護（要支援）認定を、市から受けなければなりません。要介護（要支援）認定を受けるための申請を、高齢者支援課・豊田庁舎市民課豊田窓口係で受け付けています。

要介護（要支援）認定は、心身の状況に関する調査、主治医の作成した意見書をもとに行われる介護認定審査会での審査・判定に基づき要支援1～2、要介護1～5の7段階で行われます。一定期間ごとに見直しを行います。心身の状態が変化した場合は、期間の途中でも見直しをすることができます。



## 介護（介護予防）サービスの利用方法

利用者自身が、介護サービスやサービス事業所を選び、介護（介護予防）サービスの利用計画（介護サービス計画）に基づきサービスを利用します。

要介護1～5の介護サービス利用者は、居宅介護支援事業者（※ケアマネジャー）に依頼して、ご自身の身体状況や希望にあった介護サービスを受けるための介護サービス計画を作成してもらうことができます。

要支援1・2の介護予防サービス利用者は、中野市地域包括支援センターに依頼し、ご自身の身体状況や希望にあった介護予防サービスを受けるための介護予防サービス計画を作成してもらうことができます。

※ケアマネジャー…利用者や家族の相談に応じ、適切なサービス利用ができるように介護サービス計画を作成し、関係機関との連絡・調整を行う技術と知識を持った専門職です。

## ■介護サービスの種類

### ●介護サービス（要介護1～5）

居宅サービス	
訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>居宅療養管理指導</li> </ul>
通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護（デイサービス）</li> <li>通所リハビリテーション（デイケア）</li> </ul>
短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所生活介護</li> <li>短期入所療養介護</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設入居者生活介護</li> <li>特定福祉用具購入</li> <li>福祉用具貸与</li> <li>住宅改修費</li> <li>居宅介護支援</li> </ul>

施設サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設（※原則、要介護3以上）</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護療養型医療施設</li> <li>介護医療院</li> </ul>

地域密着型サービス
住みなれた地域での生活を支えるために提供するサービスです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型通所介護</li> <li>認知症対応型通所介護</li> <li>小規模多機能型居宅介護</li> <li>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>

### ●介護予防サービス（要支援1・2）

居宅サービス	
訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防訪問入浴介護</li> <li>介護予防訪問看護</li> <li>介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>介護予防居宅療養管理指導</li> </ul>
通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所リハビリテーション（デイケア）</li> </ul> ※選択により運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上のサービスが利用できません。
短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防短期入所生活介護</li> <li>介護予防短期入所療養介護</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>特定介護予防福祉用具購入</li> <li>介護予防福祉用具貸与</li> <li>介護予防住宅改修費</li> <li>介護予防支援</li> </ul>

地域密着型サービス
住みなれた地域での生活を支えるために提供するサービスです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> （※要支援1の方は利用できません）

### ご利用ください！地域の足「ふれあいバス」

ぼんぼこライン（間山線） 3.5往復/日  
 たかやしろライン（倭・科野地区） 2.5往復/日  
 ふるさとライン（豊田地区） 2.5往復/日  
 月曜日～金曜日（祝日は除く）運行（ふるさとラインは月曜日運休）  
 料金200円（障がい者、小学生は100円）  
 ☎ 企画財政課政策推進係 ☎ 22-2111（内線466）



## 利用者負担

介護サービスを利用した場合、利用料の一部は自己負担になります。また、自己負担が高額になった場合や低所得の方には、負担を軽減する仕組みがあります。

### ■利用者負担割合

介護サービスの利用者負担の割合は、原則として利用料の1割～3割となります。

施設サービスを利用した場合は、1割～3割の利用者負担に加え、食費・居住費にかかる負担が必要となります。

### ■サービスの利用限度額（1カ月）

居宅介護サービスは、要介護度ごとに下記の表のとおり利用限度額が決められています。

要介護度	利用限度額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,114円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

## 利用者負担の軽減

### ■高額介護サービス費

月に利用した介護サービス利用者負担額が下記の限度額を超えた場合は、超えた額が「高額介護サービス費」として後から払い戻しされます（給付の対象者となる方へ申請書を送付します）。

区分		世帯の限度額	個人の限度額
住民税課税世帯	課税所得690万円以上の方	140,100円	140,100円
	課税所得380万円～課税所得690万円未満の方	93,000円	93,000円
	課税所得380万円未満の方	44,400円	44,400円
世帯全員が住民税非課税	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円超の方等	24,600円	24,600円
	・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円	15,000円
生活保護の受給者の方等		15,000円	15,000円

### ■特定入所者介護サービス費

施設サービスを利用した場合、食費・居住費は全額自己負担となりますが、低所得の方の食費・居住費については、所得に応じた自己負担の限度額が設けられています（給付を受けるには申請が必要です）。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費				食費
			往來型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	高齢福祉年金受給者の方						
2	前年の合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】
上記以外の方		負担限度額なし					

- ・（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ・【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
- ・同一世帯にかかわらず配偶者が住民税を課税されている場合は対象外です。
- ・第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。

### ■社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度

申請に基づき社会福祉法人等が運営する事業所で、特に生計が困難な利用者に対して、利用者負担の1割分と食費、居住地（滞在費）の利用者負担分の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）の軽減を実施します。

# 介護保険サービス事業所一覧 (令和5年2月1日現在)

掲載のないサービスについては、市役所高齢者支援課 介護保険係 (内線365) までお問い合わせください。

## ■居宅介護 (介護予防) 支援事業所

No.	事業所名称	電話番号	所在地
①	なかのケアプランセンター	38-1330	吉田1226-8 メゾン・ド・吉沢B101
②	居宅介護支援事業所えにし	24-6324	新井361-1
③	居宅介護支援事業所ひなたぼっこ	38-1653	吉田1249-1
④	居宅介護支援事業所よろこび	23-1718	岩船227
⑤	しんしゅうなかの敬老園居宅介護支援事業所	24-6523	西1-6-2
⑥	JAアップル居宅介護支援事業所	26-6923	吉田519
⑦	中野市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	24-0165	西条70-1
⑧	ニチイケアセンター中野若宮	24-7077	新井356-5
⑨	北信総合病院 (地域ケアセンター内)	23-2406	西1-5-63
⑩	やわらぎの家居宅介護支援事業所	38-6886	岩船19-17
⑪	居宅介護支援事業所すまいる	38-0228	新野59-1
⑫	ながでんハートネット居宅介護支援中野	38-0347	西1-1-1 信州中野駅ビル1階
⑬	プランセンターちとせ中野営業所	38-0270	一本木322-1
⑭	居宅介護支援事業所しなの928	080-7258-6037	三ツ和2204-3
⑮	在宅ケアセンター湯の花	38-1032	田麦341-3
⑯	居宅介護支援事業所咲いた咲いた	38-1057	豊津2451-1
⑰	中野市地域包括支援センター	22-2111	三好町1-3-19

※①～⑯は居宅介護支援事業所、⑰は介護予防支援事業所です。

## ■認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護

No.	施設名称	電話番号	所在地
A	グループホーム風のコテージ	38-0335	間山838-2
B	グループホームこうしゃ敬老園	24-6541	竹原1135-1
C	グループホームこだま	23-3777	草間1071-4
D	グループホームなかの	23-2200	岩船292-1
E	ツクイ信州中野グループホーム	24-6667	吉田1137-1
F	ヒューマンヘリテージ安源寺	24-0606	安源寺975-1
G	斑尾の森グループホームふるさと	38-2565	穴田1083
H	ニチイケアセンター信州中野	26-1531	安源寺493-1
①	まるごとケアの家ゆい	54-1100	岩船19-17

※A～Gはグループホーム、H・①は小規模多機能型居宅介護のサービスです。

## ■施設サービス

No.	施設名称	電話番号	所在地
①	特別養護老人ホームフランチーズ悠なかの	38-1011	片塩58-23
②	特別養護老人ホームふるさと苑	24-3150	穴田2322-1
③	特別養護老人ホーム高社の家	22-4120	新井353
④	介護老人保健施設長寿の里	38-3311	上今井601
⑤	北信総合病院老人保健施設もえぎ	22-7800	吉田123-1
⑥	関整形外科	22-6170	西条972-1
⑦	ながでんハートネット中野江部うさぎの里	38-0346	江部450-1

※①～③は特別養護老人ホーム、④・⑤は介護老人保健施設、⑥は介護療養型医療施設、⑦は短期入所生活介護のサービスです。

## ■訪問サービス (訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

No.	施設名称	電話番号	所在地
A	みよしちょう敬老園ヘルパーステーション	24-6511	西1-6-5
B	中野市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	24-7488	西条70-1
C	ヘルパーステーションえにし	24-6324	新井361-1
D	訪問介護みつわ	26-2334	三ツ和594-1
E	特定非営利活動法人長野コアラ	38-1260	中野1513
F	ヘルパーステーション花*花	38-0268	岩船380-2
G	訪問介護事業所たむろ	080-6589-2277	金井32-3
H	ヘルパーステーション我達人	38-1233	立ヶ花729-1
I	ニチイケアセンター中野若宮	24-7077	新井356-5
J	24時間地域サポートステーション みよしちょう敬老園	24-6511	西1-6-5

※A～Hは訪問介護、Iは訪問介護と訪問入浴介護、Jは定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスです。

## ■福祉用具貸与・購入

No.	施設名称	電話番号	所在地
A	サクラケア中野店	24-6775	新井608-5
B	シルバー介護ショップピュアケア	22-5997	西1-4-29
C	三沢パイプ工業㈱介護ショップmamorんるん	22-2636	中央2-6-27
D	㈱安心指定福祉用具貸与事業所なかの店	38-0828	三好町1-4-28

## ■通所サービス (デイサービス、デイケア、認知症対応型デイサービス)

No.	施設名称	電話番号	所在地
①	JAアップル・デイサービスセンター遊湯	24-6021	新野803-3
②	宅老所縁が和	26-4488	新野59-4
③	宅老所ぼぼんた	22-3539	新野59-1
④	ツクイ中野新井	24-0350	新井427-2
⑤	デイサービスセンターえにし	24-6324	新井361-1
⑥	デイサービスセンターしなの928	38-0909	三ツ和2204-3
⑦	デイサービス暖暖	38-0725	岩船438-13
⑧	運動型半日デイサービスセンターながでん ハートネットアクア中野	38-0102	西1-6-2
⑨	デイサービスセンターながでんハートネット中野	26-5858	西1-6-2
⑩	デイサービスセンターながでんハートネット中野別館	38-0081	西1-6-1
⑪	デイサービスなかの	23-2200	岩船292-1
⑫	中野市デイサービスセンターさくら	38-3866	豊津3076
⑬	あんげんじ敬老園デイサービスセンター	23-1177	安源寺665-3
⑭	ニチイケアセンター中野若宮	24-7077	新井356-5
⑮	和の家おぬま	26-1165	三ツ和594-1
⑯	デイサービスセンターながでんハートネット中野江部	38-0345	江部450-1
⑰	こうしゃ敬老園デイサービスセンター	24-5048	竹原1135-1
⑱	デイサービスチャレンジチャレンジ	38-1590	中央2-1-2
⑲	デイサービスくるみ	38-0601	永江5695-1
⑳	デイサービスセンター湯処ながみね	38-1022	田麦341-3
㉑	介護予防教室なかのよい処	080-2385-0928	田麦338
㉒	機能訓練特化型半日デイサービス元気処よとくらい	38-1517	片塩419-1
㉓	宅老所あんきな日	080-9802-3644	中野1872-7
㉔	介護老人保健施設もえぎ	22-7800	吉田123-1
㉕	宅老所ひなたぼっこ	23-3910	吉田1249-1
㉖	まるごとケアの家やわらぎ	23-3081	岩船19-17

※①～⑲はデイサービス、㉔はデイケア、㉕・㉖は認知症対応型のデイサービスのサービスです。

## 広告

**福祉用具貸与・販売 P117 F-5**

**シルバー介護ショップピュアケア**

赤いテントが目印です。  
福祉用具・介護用品の事なら、まずはご相談ください。

■中野市西1-4-29  
TEL:0269-22-5997

■FAX:0269-22-5944  
■営業時間 / 8:30～17:00  
■定休日 / 土曜、日曜、祝日、  
8/13～16、12/31～1/3  
■E-mail: purecare@snow.ocn.ne.jp  
■介護保険事業所番号 2071100065

**介護老人保健施設 P135 G-5**

JA長野厚生連

**北信総合病院老人保健施設もえぎ**

定員：入所100名(短期入所療養介護を含む)  
通所リハビリテーション45名  
訪問リハビリテーション

■中野市吉田123-1  
TEL:0269-22-7800 FAX:0269-22-8585

あり